

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

固定資産の取得後に国庫補助金等を分割して受けた場合の圧縮記帳

《内容》

関与先のA社（3月決算）は、食品製造業を営む法人であり、甲県乙市に土地を取得し、その土地の上に自社ビルと工場（以下「自社ビル等」といいます。）を建設しています（平成31年3月末完成予定）。

A社は、自社ビル等の取得に要する経費の一部について、甲県から補助金の交付を受ける予定です。

なお、甲県からの補助金は知事その交付決定について審査した結果において適当と認める場合には、交付決定等を行い、その補助金交付決定等通知書によりA社に通知し、3年間の分割交付（以下この補助金を「本件補助金」といいます。）とされています。

このような場合、A社は、自社ビル等を取得した事業年度後の事業年度において、本件補助金の交付を受ける場合であっても、その交付を受けた事業年度において、法人税法第42条《国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》の規定による国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受けることができるのでしょうか。

『答』

本件補助金は、3年間で分割して支払を受けるものであったとしても、その交付決定等の通知を受けた日の属する事業年度においてその全額が益金の額に算入されることからすれば、当該通知を受けた日の属する事業年度において、本件補助金の全額を対象として、自社ビル等について圧縮記帳を行うことができると考えます。

（解説）

- 1 法人税法第42条の規定による国庫補助金等の圧縮記帳は、国庫補助金等の交付を受けた事業年度において固定資産を取得する場合に適用することができるものと規定されていますが、国庫補助金等の交付の対象となる固定資産を先行取得し、取得した事業年度後の事業年度において国庫補助金等の交付を受けた場合であっても、その「交付を受けた事業年度」において当該固定資産につき法人税法第42条第1項の適用ができることが、法人税基本通達10-2-2で明らかにされています。
- 2 このように、国庫補助金等の圧縮記帳は、国庫補助金等の「交付を受けた事業年度」において適用できることとなりますが、本件補助金のご質問のとおり、3年間で分割して支払を受けることとなりますので、実際に支払を受けた金額を限度として圧縮記帳をし、支払を受けていない金額については圧縮記帳できないのではないかとのご疑問が生じられたと推察されます。

3 しかしながら、本件補助金については、その交付決定等の通知を受けた日の属する事業年度においてその全額を益金の額に算入することとなります。また、A社は本件補助金の交付決定等の通知を受けた事業年度前の事業年度において目的資産を先行取得していますので、本件補助金の交付を受けた日の属する事業年度において目的資産につき圧縮記帳をすることができることとなります（法基通10-2-2）。

本件補助金は、3年間で分割して支払を受けるものであったとしても、その交付決定等の通知を受けた日の属する事業年度においてその全額が益金の額に算入されることからすれば、当該通知を受けた日の属する事業年度において、本件補助金の全額を対象として、自社ビル等について圧縮記帳を行うことができると考えます。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著 作 権 な ど ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。